

免許状・資格等の取得

中学校教諭1種免許状及び高等学校教諭1種免許状の取得

本学で教育職員免許の中学校教諭1種免許状及び高等学校教諭1種免許状の取得をする場合、学士の学位を取得し、以下の指定する学芸学部英語学科の総合教養科目、専門科目及び自由科目を履修しなければなりません。

1. 基礎資格
学士の学位を有すること。

2. 総合教養科目での履修
a. 教育職員免許法施行規則に定める科目

免許法施行規則に定める科目及び単位数		本学の授業科目と単位数		必要な単位数
科目	単位	科目	単位	単位
日本国憲法	2	日本国憲法	2	2
体育	2	スポーツ健康論	2	2
情報機器の操作	2	コンピュータⅠa コンピュータⅡa	1 1	2

- b. 教科に関する科目（○数字の単位は必修の上、3-a.に記載されている科目と合わせて中免・高免ともに20単位以上修得）

免許法施行規則に定める科目区分		本学の授業科目と単位数		必要な単位数
科目		科目	単位	単位
異文化理解		Cross-Cultural Studies I Cross-Cultural Studies II	② ②	4

3. 専門科目での履修
a. 教科に関する科目（○数字の単位は必修の上、2-b.「Cross-Cultural Studies I・II」を含め、中免・高免ともに20単位以上修得）

免許法施行規則に定める科目区分		本学の授業科目と単位数		必要な単位数
科目		科目	単位	単位
英語学		English Linguistics I	②	20
		English Linguistics II	②	
		English Phonetics I	②	
		English Phonetics II	②	
		Theory of English Structure I	2	
		Theory of English Structure II	2	
英米文学		イギリス文学概論	②	20
		アメリカ文学概論	②	
		American Literature I	2	
		American Literature II	2	
		British Literature I	2	
		British Literature II	2	

免許法施行規則に定める科目区分	本学の授業科目と単位数		必要な単位数
科目	科目	単位	単位
英語コミュニケーション	Communicative English I	①	20
	Communicative English II	①	
	Communicative English III	①	
	Communicative English IV	①	
	Global Issues I	①	
	Global Issues II	①	
異文化理解	American Studies I	2	
	American Studies II	2	
	British Studies I	2	
	British Studies II	2	
	Oceanian Studies	2	
	Asian Studies	2	
	Middle Eastern Studies	2	

b. 教育職員免許法施行規則に定める科目

免許法施行規則に定める科目及び単位数		本学の授業科目と単位数		必要な単位数
科目	単位	科目	単位	単位
外国語コミュニケーション	2	Communicative English I	1	2
		Communicative English II	1	

4. 自由科目での履修（教職に関する科目。中免は31単位以上、高免は23単位以上修得）

免許法施行規則に定める科目区分等		本学の授業科目と単位数		必要な単位数
科目	単位	科目	単位	単位
教職の意義等に関する科目 ※①	2	教職入門	2	2
教育の基礎理論に関する科目 ※②	6	教育原理	2	2
		教育心理学	2	2
		教育行政	2	2
教育課程及び指導法に関する科目 ※③	中免は12、 高免は6	英語科教育法 I	2	2
		英語科教育法 II	2	2
		英語科教育法 III	2	2
		英語科教育法 IV	2	2
		道徳教育の指導法	2	2
		特別活動の指導法	2	2
		教育方法・技術論	2	2
生徒指導、教育相談及び進路指導に関する科目 ※④	4	生徒・進路指導論	2	2
		教育相談	2	2
教育実習	中免は5、 高免は3	教育実習指導	1	1
		教育実習 I	4	4
		教育実習 II	2	2
教職実践演習	2	教職実践演習（中・高）	2	2

※「道徳教育の指導法」は、中学校教諭の免許を取得する場合のみ必修です。

※「教職に関する科目」及び「教科に関する科目」について、必要な単位数を含め、中免・高免ともに59単位以上修得してください。

※免許法施行規則に定める各科目に含める必要事項

※①・教職の意義及び教員の役割

- ・教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。）
- ・進路選択に資する各種の機会の提供等

※②・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想

- ・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）
- ・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項

※③・教育課程の意義及び編成の方法

- ・各教科の指導法
- ・道徳の指導法
- ・特別活動の指導法
- ・教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）

※④・生徒指導の理論及び方法

- ・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法
- ・進路指導の理論及び方法

※「教育実習指導」及び「教育実習I」、「教育実習II」の受講に際しては、「桜花学園大学学芸学部教職免許取得に関わる教育実習等の履修に関わる規則」（“VI 学修に関する規程”に収録）を参照してください。

5. 中学校教諭1種免許状を取得する場合、「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」及び「同施行規則」の定めるところにより、「介護等の体験」を7日間にわたり行うことが必要となります。